

障害児・者に対する各種手当について

障害児・者やその家族の負担軽減や生活安定のための制度です。

1、特別児童扶養手当

(1) 対象者

- 障害基礎年金と同程度の障害のある20歳未満の児童を扶養している保護者など。

(2) 手当額

- 1級：月額50,750円 2級：月額33,800円

(3) 注意事項

- 身体障害者手帳や療育手帳とは異なる基準により認定されます。
- ※障害の程度によっては支給されない場合があります。
- 本人、配偶者または扶養義務者の所得などに応じた支給制限があります。
- 児童が施設に入所している場合は対象になりません。
- 毎年、所得状況についての調査があります。

2、障害児福祉手当

(1) 対象者

- 重度の障害があり、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の人。

(2) 手当額

- 月額14,380円

(3) 注意事項

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。
- ※障害の程度によっては支給されない場合があります。
- 本人、配偶者または扶養義務者の所得などに応じた支給制限があります。
- 障害を事由とする年金を受給している人や、施設に入所している場合は対象になりません。
- 毎年、所得状況についての調査があります。

3、特別障害者手当

(1) 対象者

- 重度の障害があり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の人。

(2) 手当額

- 月額26,440円

(3) 注意事項

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。
- ※障害の程度によっては支給されない場合があります。
- 本人、配偶者または扶養義務者の所得などに応じた支給制限があります。
- 施設に入所している人、病院や診療所に3ヵ月以上入院している人は対象になりません。
- 毎年、所得状況についての調査があります。

4、心身障害者扶養共済制度

障害者(児)を扶養している人(加入者)が一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障害者になった場合に、扶養されていた障害者(児)に年金が支給される制度です。

(1) 対象者

- 加入者 65歳未満で健康な人
- 障害者(児) 1～3級の身体障害者手帳をお持ちの人、知的障害、精神障害のある人

(2) 手当額

- 掛金 保護者の人の加入時の年齢により異なります。
- 年金額 1口につき月額20,000円

(3) 注意事項

- 所得等によって、掛金が減額・免除される場合があります。

問合せ先 保健センター福祉課 春摘 ☎75 - 4102

児童扶養手当受給者のみなさんへ

〈現況届に関する通知は受給者に送ります〉

●現況届の提出は8月中に!

現在、児童扶養手当を受けている人は、毎年8月に「児童扶養手当現況届」を提出しなければなりません。この届けは、児童扶養手当を引き続き受けられるかを確認するための大切な届けですので、必ず提出してください。

●手続きに必要なもの

- ・印鑑・児童扶養手当証書・住民票謄本(同居家族全員のもの)

※そのほか必要に応じて提出いただく書類があります。この現況届の提出がないと、8月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

問合せ先 役場税務住民課 村上・古田 ☎75 - 4118



智頭町のため・町民のみなさんのために
働きませんか？



平成21年度 智頭町職員採用資格試験

○受験資格

「一般事務」

八頭郡内並びに鳥取市内在住者(出身者を含む)で、昭和49年4月2日～平成4年4月1日までに生まれた人

採用予定者……若干名

「保育士」

八頭郡内並びに鳥取市内在住者(出身者を含む)で、昭和49年4月2日～平成4年4月1日までに生まれた人で保育士の資格を有するか、平成22年3月までに取得する見込みのある人

採用予定者……1名

「保健師」

昭和49年4月2日以降に生まれた人で保健師の資格を有するか、平成22年3月までに取得する見込みのある人

採用予定者……1名

「身体障害者・一般事務」

八頭郡内並びに鳥取市内在住者(出身者を含む)で、昭和44年4月2日～平成4年4月1日までに生まれた人で身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級～6級までの人で、介護者なしに職務の遂行が可能であり、かつ、活字印刷文による出題に対応できる人

採用予定者……1名

※ 全ての職種において、地方公務員法第16条に該当する人は、試験を受けられません。

○一次試験

日時 平成21年9月20日(日) 午前9時～午後2時(予定)

場所 八頭町郡家 中央中学校

○二次試験

平成21年10月下旬から11月上旬に行いますが、日時及び場所は第一次試験合格者通知の時にお知らせします。

○受付期間

平成21年7月27日(月)～8月20日(木)

申込用紙は、平成21年7月22日(水)から役場総務課で受領してください。

(注) 合格者は採用候補者名簿に登載され、欠員があった場合、そのうちから採用されますので、合格者の全員が必ず採用されるとは限りません。

申込み・問合せ先 役場総務課 米本 ☎75 - 4111